

広域調整のイメージ

1. 広域調整について

○市町村は、幼児期の学校教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の「現在の利用状況」+「利用希望」を把握し、その結果を踏まえて、「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定。（子ども・子育て支援法第61条）

○住民の利用希望の把握は、基礎自治体たる市町村の役割であり、「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」は、市町村子ども・子育て支援事業計画を積み上げたものが基本となるが、都道府県は、広域自治体として広域調整を担う。

→都道府県が広域調整を行うため、子ども・子育て支援法に以下を規定。

- ・教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所）の利用定員を設定する際の協議（法第31条第3項）
- ・市町村子ども・子育て支援事業計画策定時の協議（法第61条第9項）
- ・都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の任意記載事項に位置づけ（法第62条第3項第1号）

※都道府県の役割（法第3条第2項）

- ・都道府県は、市町村が行う子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言及び適切な援助を行うとともに、子ども・子育て支援のうち、特に専門性の高い施策及び各市町村の区域を超えた広域的な対応が必要な施策を講じなければならない。

○都道府県と市町村は、互いの役割分担や事業の実施状況等を踏まえ、計画策定段階から十分に調整・連携の上、取組を進めることが必要。（※子ども・子育て支援法の計画策定プロセスは、都道府県と市町村の連携を推進するための有力なツール。）

○広域調整が必要となる具体的場面を次ページ以降に整理。

2. 広域調整が必要となる場面

I 幼児期の学校教育・保育

【保育を必要とする子ども】

<ケース1> 各市町村が需要超過

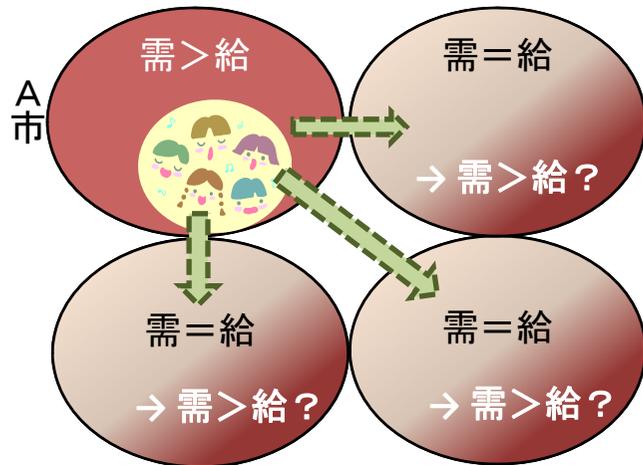


→ 各市町村において、需給の均衡が早期に達成されることが必要。（＝市町村による保育の実施義務・確保義務）

→ あるいは、各市町村が協議、調整し、
共同で教育・保育施設・地域型保育事業を整備 など

⇒ 各市町村間の協議、調整が整わない場合、
都道府県の広域調整の対象

<ケース2> 一部市町村(A市のみ)が需要超過 (広域利用の希望により、周辺自治体も需要超過に落ちる可能性がある ケース)



→ 需給が不均衡な市町村(A市)において、需給の均衡が
早期に達成されることが必要。
(＝市町村による保育の実施義務・確保義務)

→ {
・A市内に教育・保育施設・地域型保育事業を整備
・周辺自治体と共同で周辺自治体に教育・保育施設・
地域型保育事業を整備 など

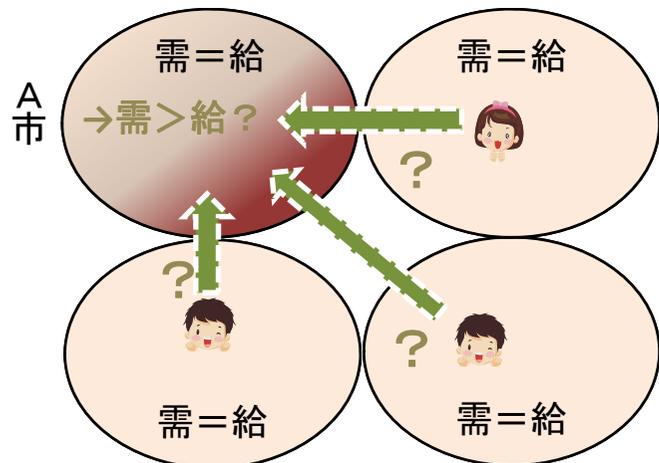
⇒ 各市町村間の協議、調整が整わない場合、
都道府県の広域調整の対象

2. 広域調整が必要となる場面 (続き①)

I 幼児期の学校教育・保育

【保育を必要とする子ども】

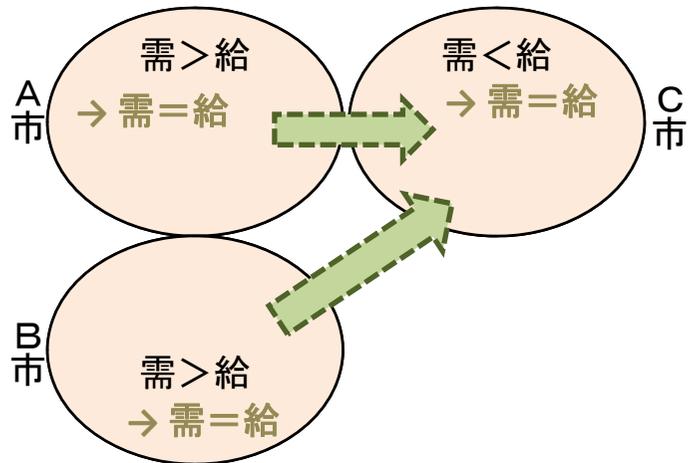
<ケース3> 広域利用の希望を踏まえると、一部市町村で需要超過



-
- ・関係市町村が共同でA市内に教育・保育施設・地域型保育事業を整備
 - ・A市への委託(利用定員に余裕のある施設等への委託)
 - ・広域利用に一定の制約を設ける など

⇒ 各市町村間の協議、調整が整わない場合、都道府県の広域調整の対象

<ケース4> 広域利用の希望を前提とすれば各市町村とも需給均衡しているが、流入超過の市町村(C市)において不公平感あり。



→ 関係市町村が協議、調整(市町村間の流出入の均衡、費用負担 等)

⇒ 各市町村間の協議、調整が整わない場合、都道府県の広域調整の対象

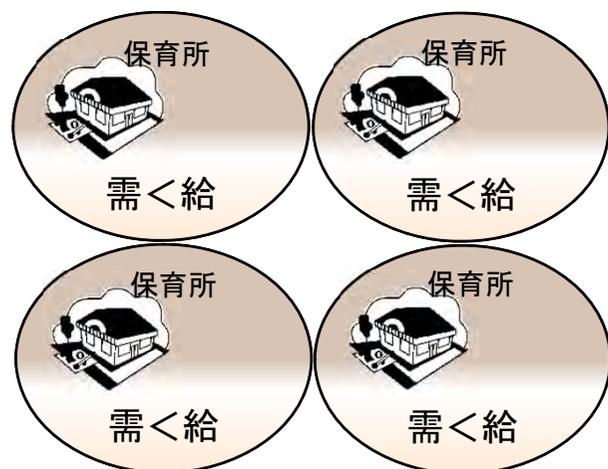
2. 広域調整が必要となる場面 (続き②)

I 幼児期の学校教育・保育

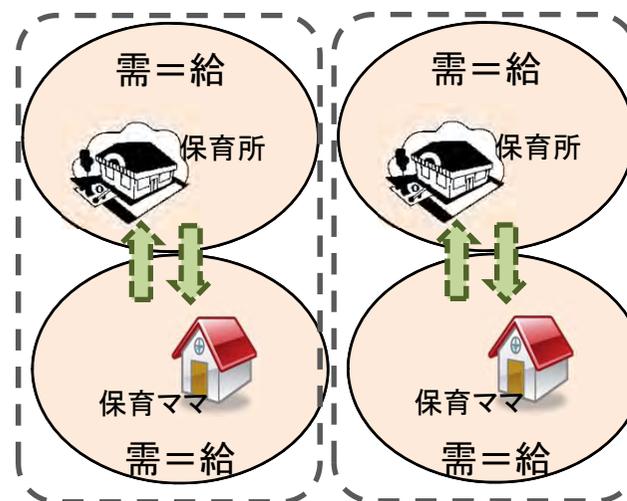
【保育を必要とする子ども】

<ケース5> 子どもの数が減少している地域

—市町村ごとに保育を確保—
→児童人口減により供給が上回る状況



—複数市町村が協同し、教育・保育施設・地域型保育事業を
組み合わせて管理—



⇒ 各市町村間の協議、調整が整わない場合、
都道府県の広域調整の対象

※<ケース2~4>は、広域利用の実態や住民の希望によって、広域調整の要否に影響が生じるケース。

(広域利用に対する自治体の考え方によっても、要否の判断は変わりうることに留意が必要。)

※都道府県境で広域調整が必要となる場面も考えられる。

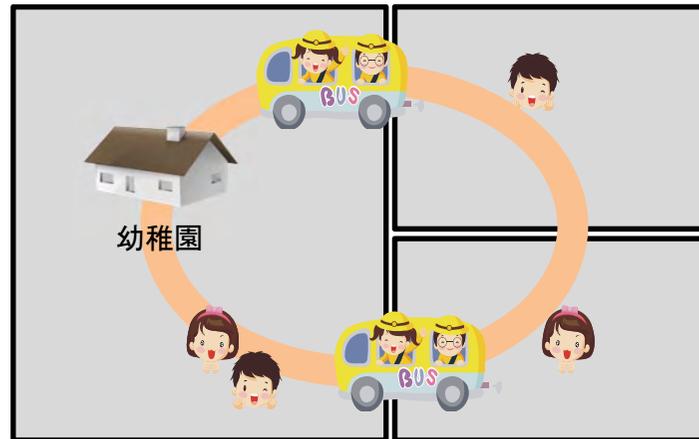
→ 関係市町村から要請を受けた都道府県間で調整。

2. 広域調整が必要となる場面 (続き③)

I 幼児期の学校教育・保育

【保育を必要としない子ども】

<ケース6>



幼稚園、認定こども園は、一般的に広域利用が想定。
→都道府県は、その実態を勘案して需給バランスを確認。

※一般的に、保育を必要としない子どもは減少傾向にあり、新たな基盤整備や定員増が求められる地域は一部。

→ 広域調整が必要な場面は、保育を必要とする子どもの場合に比べて限定的ではないか。

※都道府県が定める「区域」の設定に係る議論と関連。

※都道府県境で広域調整が必要となる場面も考えられる。

→ 関係市町村から要請を受けた都道府県間で調整。

2. 広域調整が必要となる場面 (続き④)

Ⅱ 地域子ども・子育て支援事業

○地域子ども・子育て支援事業の中核である以下の事業は、広域利用が想定される。

→都道府県は、広域利用の実態や希望を基に、市町村子ども・子育て支援事業計画の調整を行う。



○乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業その他要保護児童等に対する支援に資する事業、子育て短期支援事業等は、都道府県が行う専門的な知識等を要する施策(要保護児童等対策)と密接にリンク。

(例)市町村の乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業等の取組の充実

→子育て支援、虐待の予防・再発防止

→都道府県(児童相談所等)と市町村が適切な役割分担を図り、要保護児童等に対する切れ目のない支援をより効果的に実施することが可能となる